

合理的配慮の具体例共有

奄美地区障害者差別解消支援協

民間企業対応義務化で

障がい者に対する不当な差別をなくすため、行政や民間企業で組織する「奄美地区障害者差別解消支援地域協議会」(会長・長井和輝奄美市福祉政策課長)の2024年度第1回合会が22日、奄美市名瀬の市役所であった。今年4月の「改正障害者差別解消法」施行を受け、協議会が同法について商工会に実施したアンケート結果を報告したほか、民間事業者に法改正を周知する工夫や合理的配慮の具体例を情報共有した。

町村の行政職員や商工会、運輸、小売店関係者など約30人が出席。改正障害者差別解消法では、個人事業主を含む民間事業者による障がい者への「合理的配慮の提供」が義務化された。合理的配慮とは、障がい者が健常者と同じように活動できるようにするため、物理的環境や人的支援を整えることを指す。

アンケートは協議会が6月末に奄美大島内の商工会会員らに送付し、7月末までに39件の回答があった。障害者差別解消法の認知の問いには8割が「知らない」と回答し、障がい者から要望を伝えられたことが「ある」との回答は1件にとどまった。そのほか「人によるが(障がい者との)意思疎通が難しい」「精神障がいなどは気付かずに刺激になってしまうことがある」「障がい者への配慮を行いたくても資金の問題で後回しになってしまう」などの寄せられた意見を報告した。

そらうみ法律事務所奄美事務所の青松淳紀弁護士は、事例を交えて同法の改



正内容を紹介。同法で「法的義務」に当たる①「不当な差別的取り扱いの禁止」②合理的配慮の提供について

詳しく説明した青松弁護士は「障がいを持つ方との建設的な対話を重ねることが何より大切」と強調した。意見交換では民間事業者に法改正を周知する工夫や合理的配慮の具体例をテーマに、5班に分かれて議論した。

長井会長は「皆さんの意識変容、意識改革をどのように広げていくかが今後の課題。法があるから、言われているから差別してはいけないのではない。どの場面においても、目の前にいる人や物への敬意を持つことが大切」と話した。

合理的配慮の事例やアンケート結果の報告、周知のための意見交換を行った奄美地区障害者差別解消支援地域協議会は22日、奄美市名瀬